

婚活サービス比較を

忙しい現代、効率を重視し結婚相手との出会いも事業者のサービスを利用する人が増えています。今回は婚活をサポートする結婚相手紹介サービスのトラブルについて取り上げます。

▼結婚相手紹介所に入所したが、普通ランク以上の相手の紹介を望むと、その都度数万円の追加料金が発生する。それに見合う質が保証されているのか心配。(30代・女性)

▼成婚率の高さを誇るオンラインの婚活サイトに登録したが、実際は思った以上に紹介される人数が少なく不満。(40代・男性)

▼息子が結婚相談所に入会したが外国人女性との結婚を勧められ、準備費用として高額な支払いを求められている(60代・女性)

サービスの中身は、入会し活動するまでは全てを理解することが困難です。入会前に内容や料金体系、フォロー体制や口コミなどを、複数他社と比較し確認していくことも大切です。また、結婚相手紹介サービスは契約期間が2カ月を超え、契約金額が5万円以上であればクーリングオフができます。クーリングオフ期間が過ぎてしまった場合でも解約料を支払うことにより中途解約することも可能です。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。